

指定障害児通所支援の事業等の設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年 3 月29日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第24号

指定障害児通所支援の事業等の設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

指定障害児通所支援の事業等の設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年岩手県条例第79号）の一部を次のように改正する。

	改正前	改正後
1	<p>目次</p> <p>第1章 [略]</p> <p>第2章 児童発達支援</p> <p>第1節・第2節 [略]</p> <p>第3章 [略]</p> <p>第4章 放課後等デイサービス</p> <p>第1節・第2節 [略]</p> <p>第5章～第7章 [略]</p> <p>附則</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第21条の5の15第2項第1号並びに第21条の5の18第1項及び第2項の規定により、指定障害児通所支援事業者の要件並びに<u>指定障害児通所支援</u>の事業等の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。</p> <p>(指定障害児通所支援事業者等の一般原則)</p> <p>第4条 [略]</p>	<p>目次</p> <p>第1章 [略]</p> <p>第2章 児童発達支援</p> <p>第1節・第2節 [略]</p> <p><u>第3節 基準該当通所支援に関する基準（第55条の2－第55条の7）</u></p> <p>第3章 [略]</p> <p>第4章 放課後等デイサービス</p> <p>第1節・第2節 [略]</p> <p><u>第3節 基準該当通所支援に関する基準（第72条の2－第72条の4）</u></p> <p>第5章～第7章 [略]</p> <p>附則</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第21条の5の15第2項第1号並びに第21条の5の18第1項及び第2項の規定により、指定障害児通所支援事業者の要件並びに<u>指定通所支援</u>の事業等の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。</p> <p>(指定障害児通所支援事業者等の一般原則)</p> <p>第4条 [略]</p>
2	[略]	[略]
3	指定障害児通所支援事業者等は、地域及び家庭との結びつきを重視し	指定障害児通所支援事業者等は、地域及び家庭との結びつきを重視し

た運営を行い、県、市町村、障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第5条第1項に規定する障害福祉サービス（第21条及び第50条において「障害福祉サービス」という。）を行う者、児童福祉施設を運営する者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

4 [略]

（指定児童発達支援事業所に置くべき従業者及びその員数等）

第6条 [略]

2 [略]

3 前2項の規定にかかわらず、主として重症心身障害児（法第7条第2項に規定する重症心身障害児をいう。以下同じ。）を通わせる指定児童発達支援事業所に置くべき従業者及びその員数は、児童福祉法に基づく指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号。以下「省令」という。）に規定するところによる。

4～6 [略]

（定員の遵守）

第40条 指定児童発達支援事業者は、利用定員及び指導訓練室の定員を超えて、指定児童発達支援の提供を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

（秘密保持等）

第48条 [略]

2 [略]

3 指定児童発達支援事業者は、指定障害児入所施設等（法第24条の2第1項に規定する指定障害児入所施設等をいう。）、指定障害福祉サービス事業者等（障害者自立支援法第29条第2項に規定する指定障害福祉サ

た運営を行い、県、市町村、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第5条第1項に規定する障害福祉サービス（第21条及び第50条において「障害福祉サービス」という。）を行う者、児童福祉施設を運営する者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

4 [略]

（指定児童発達支援事業所に置くべき従業者及びその員数等）

第6条 [略]

2 [略]

3 前2項の規定にかかわらず、主として重症心身障害児（法第7条第2項に規定する重症心身障害児をいう。以下同じ。）を通わせる指定児童発達支援事業所に置くべき従業者及びその員数は、児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号。以下「省令」という。）に規定するところによる。

4～6 [略]

（定員の遵守）

第40条 指定児童発達支援事業者は、利用定員及び指導訓練室の定員を超えて、指定児童発達支援の提供を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

（秘密保持等）

第48条 [略]

2 [略]

3 指定児童発達支援事業者は、指定障害児入所施設等（法第24条の2第1項に規定する指定障害児入所施設等をいう。）、指定障害福祉サービス事業者等（障害者総合支援法第29条第2項に規定する指定障害福祉サ

ービス事業者等をいう。) その他の福祉サービスを提供する者等に対して、障害児又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該障害児又はその家族の同意を得ておかなければならない。

(利益供与等の禁止)

第50条 指定児童発達支援事業者は、障害児相談支援事業者、障害者自立支援法第5条第17項に規定する一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者（次項において「障害児相談支援事業者等」という。）、障害福祉サービスを行う者等又はこれらの従業者に対し、障害児又はその家族に対して当該指定児童発達支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 [略]

(記録の整備)

第55条 [略]

ービス事業者等をいう。) その他の福祉サービスを提供する者等に対して、障害児又はその家族に関する情報を提供するときは、あらかじめ文書により当該障害児又はその家族の同意を得ておかなければならない。

(利益供与等の禁止)

第50条 指定児童発達支援事業者は、障害児相談支援事業者、障害者総合支援法第5条第17項に規定する一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者（次項において「障害児相談支援事業者等」という。）、障害福祉サービスを行う者等又はこれらの従業者に対し、障害児又はその家族に対して当該指定児童発達支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 [略]

(記録の整備)

第55条 [略]

第3節 基準該当通所支援に関する基準

(基準該当児童発達支援事業所に置くべき従業者及びその員数等)

第55条の2 児童発達支援に係る基準該当通所支援（以下「基準該当児童発達支援」という。）の事業を行う者が当該事業を行う事業所（以下「基準該当児童発達支援事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数等は、省令に規定するところによる。

(設備の基準)

第55条の3 基準該当児童発達支援事業所は、指導訓練を行う場所を確保するとともに、基準該当児童発達支援の提供に必要な設備、備品等を備えなければならない。

2 前項に規定する指導訓練を行う場所は、訓練に必要な機械器具等を備えなければならない。

3 第1項に規定する設備、備品等は、専ら基準該当児童発達支援の事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障が

ない場合は、この限りでない。

(利用定員)

第55条の4 基準該当児童発達支援事業所は、その利用定員を10人以上とする。

(準用)

第55条の5 第1節及び前節（第6条、第7条、第9条から第12条まで、第24条第2項及び第4項、第25条、第26条第1項、第32条、第34条、第47条並びに第52条第2項を除く。）の規定は、基準該当児童発達支援の事業について準用する。

(指定生活介護事業所に関する特例)

第55条の6 次に掲げる要件を満たした指定生活介護事業者（指定障害福祉サービスの事業等の設備及び運営に関する基準等を定める条例第80条に規定する指定生活介護事業者をいう。）が地域において児童発達支援が提供されていないこと等により児童発達支援を受けることが困難な障害児に対して指定生活介護（同条例第79条に規定する指定生活介護をいう。以下同じ。）を提供する場合には、当該指定生活介護を基準該当児童発達支援と、当該指定生活介護を行う指定生活介護事業所（同条例第80条に規定する指定生活介護事業所をいう。以下同じ。）を基準該当児童発達支援事業所とみなす。この場合において、この節（前条（第24条第1項、第3項、第5項及び第6項の規定を準用する部分に限る。）を除く。）の規定は、当該指定生活介護事業所については、適用しない。

(1) 当該指定生活介護事業所の従業者の員数が、当該指定生活介護事業所が提供する指定生活介護の利用者の数を指定生活介護の利用者の数及びこの条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる指定生活介護を受ける障害児の数の合計数であるとした場合における当該指定生活介護事業所として必要とされる数以上であること。

(2) 前号に掲げるもののほか、規則で定める要件

(準用)

第72条 第13条から第23条まで、第25条から第31条まで、第33条、第35条から第37条まで、第39条から第42条まで、第44条から第46条まで、第48条から第51条まで、第52条第1項、第53条から第55条まで及び第64条の規定は、指定放課後等デイサービスの事業について準用する。この場合において、第13条第1項中「第38条」とあるのは「第72条において準用する第64条」と、第17条中「いう。第52条第2項において同じ。」とあるのは「いう。」と、第23条第2項中「次条」とあるのは「第71条」と

(指定通所介護事業所に関する特例)

第55条の7 次に掲げる要件を満たした指定通所介護事業者（指定居宅サービス等の事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年岩手県条例第74号）第100条に規定する指定通所介護事業者をいう。）が地域において児童発達支援が提供されていないこと等により児童発達支援を受けることが困難な障害児に対して指定通所介護（同条例第99条に規定する指定通所介護をいう。以下同じ。）を提供する場合には、当該指定通所介護を基準該当児童発達支援と、当該指定通所介護を行う指定通所介護事業所（同条例第100条に規定する指定通所介護事業所をいう。以下同じ。）を基準該当児童発達支援事業所とみなす。この場合において、この節（第55条の5（第24条第1項、第3項、第5項及び第6項の規定を準用する部分に限る。）を除く。）の規定は、当該指定通所介護事業所については、適用しない。

(1) 当該指定通所介護事業所の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所が提供する指定通所介護の利用者の数を指定通所介護の利用者の数及びこの条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる指定通所介護を受ける障害児の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所として必要とされる数以上であること。

(2) 前号に掲げるもののほか、規則で定める要件

(準用)

第72条 第13条から第23条まで、第25条から第31条まで、第33条、第35条から第37条まで、第39条から第46条まで、第48条から第51条まで、第52条第1項、第53条から第55条まで及び第64条の規定は、指定放課後等デイサービスの事業について準用する。この場合において、第13条第1項中「第38条」とあるのは「第72条において準用する第64条」と、第17条中「いう。第52条第2項において同じ。」とあるのは「いう。」と、第23条第2項中「次条」とあるのは「第71条」と、第28条中「児童発達支

、第28条中「児童発達支援計画」とあるのは「放課後等デイサービス計画」と、第44条中「従業者の勤務の体制、前条の協力医療機関」とあるのは「従業者の勤務の体制」と読み替えるものとする。

援計画」とあるのは「放課後等デイサービス計画」と読み替えるものとする。

第3節 基準該当通所支援に関する基準

(基準該当放課後等デイサービス事業所に置くべき従業者及びその員数等)

第72条の2 放課後等デイサービスに係る基準該当通所支援（以下「基準該当放課後等デイサービス」という。）の事業を行う者が当該事業を行う事業所（以下「基準該当放課後等デイサービス事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数等は、省令に規定するところによる。

(設備の基準)

第72条の3 基準該当放課後等デイサービス事業所は、指導訓練を行う場所を確保するとともに、基準該当放課後等デイサービスの提供に必要な設備、備品等を備えなければならない。

2 前項に規定する指導訓練を行う場所は、訓練に必要な機械器具等を備えなければならない。

3 第1項に規定する設備、備品等は、専ら基準該当放課後等デイサービスの事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、この限りでない。

(準用)

第72条の4 第8条、第13条から第23条まで、第26条第2項、第27条から第31条まで、第33条、第35条から第37条まで、第39条から第46条まで、第48条から第51条まで、第52条第1項、第53条から第55条まで、第55条の6、第55条の7、第64条、第66条、第70条及び第71条（同条第1項を除く。）の規定は、基準該当放課後等デイサービスの事業について準用する。

2 (利益供与等の禁止)

(利益供与等の禁止)

第50条 指定児童発達支援事業者は、障害児相談支援事業者、障害者総合支援法第5条第17項に規定する一般相談支援事業者若しくは特定相談支援事業を行う者（次項において「障害児相談支援事業者等」という。）、障害福祉サービスを行う者等又はこれらの従業者に対し、障害児又はその家族に対して当該指定児童発達支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 [略]

第50条 指定児童発達支援事業者は、障害児相談支援事業者、障害者総合支援法第5条第16項に規定する一般相談支援事業者若しくは特定相談支援事業を行う者（次項において「障害児相談支援事業者等」という。）、障害福祉サービスを行う者等又はこれらの従業者に対し、障害児又はその家族に対して当該指定児童発達支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、表2の項の改正部分は、平成26年4月1日から施行する。